

令和 6 年第 4 回 定例会

都市建設常任委員会会議概要

委員長 渡 部 伸 広

副委員長 里 村 誠 悦

1 開催日時 令和6年12月12日（木曜日）午前10時24分～午前11時15分

2 開催場所 第4委員会室

3 審査案件

議案第149号 青森市水道事業条例等の一部を改正する条例の制定について

議案第154号 公の施設の指定管理者の指定について

（青森市新青森駅西口駐車場及び青森市新青森駅南口駐車場）

議案第156号 市道の路線の廃止について

議案第157号 市道の路線の認定について

4 報告案件

（1）（仮称）青森市地域公共交通計画（素案）について

（2）青森市立地適正化計画の改定（素案）について

（3）第3期青森市住生活基本計画（素案）について

（4）バス停留所の名称変更について

○出席委員

委員長 渡部伸広

副委員長 里村誠悦

委員 赤平勇人

委員 中村美津緒

委員 木戸喜美男

委員 工藤健

委員 長谷川章悦

委員 花田明仁

○欠席委員

なし

○説明のため出席した者の職氏名

企業局長 鈴木裕司

都市整備部長 中井諒介

都市整備部理事 土岐政温

水道部長 三浦大延

交通部長 佐々木淳

都市整備部次長 櫻田文明

水道部次長 我満智

水道部次長 我満智

交通部次長 高野雅子

都市政策課長 武田泰孝

住宅まちづくり課長 小鹿正憲

交通部管理課長 今村剛志

関係課長等

○事務局出席職員氏名

議事調査課主査 石田彩美

議事調査課主事 笹雄貴

○渡部伸広委員長 おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）
ただいまから、都市建設常任委員会を開会いたします。

本日の委員会は、改組後最初の常任委員会ですので、理事者側から部長級以上の職員紹介をお願いいたします。

初めに、都市整備部、お願いいたします。

○中井諒介都市整備部長 おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）都市整備部長の中井諒介でございます。よろしくお願い申し上げます。

それでは、私から都市整備部の部長級以上の職員を紹介させていただきます。

理事の土岐政温でございます。

○土岐政温都市整備部理事 土岐政温でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○中井諒介都市整備部長 以上で紹介を終わります。よろしくお願い申し上げます。

○渡部伸広委員長 次に、企業局、お願いいたします。

○鈴木裕司企業局長 おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）水道事業及び自動車運送事業を所管します公営企業管理者企業局長の鈴木でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

それでは、私から企業局の部長級の職員を御紹介いたします。

まず、水道部長の三浦大延でございます。

○三浦大延水道部長 三浦でございます。よろしくお願い申し上げます。

○鈴木裕司企業局長 次に、交通部長の佐々木淳でございます。

○佐々木淳交通部長 佐々木です。よろしくお願い申し上げます。

○鈴木裕司企業局長 紹介は以上でございます。

○渡部伸広委員長 それでは、本日の案件に入ります。

初めに、今期定例会において本委員会に付託されました議案４件について、ただいまから審査いたします。

議案第１４９号「青森市水道事業条例等の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

本案に対する説明を当局から求めます。企業局長。

○鈴木裕司企業局長 議案第１４９号「青森市水道事業条例等の一部を改正する条例の制定について」御説明いたします。

お手元には、資料１「青森市水道事業条例等の一部を改正する条例の制定について」及び資料２「青森市水道事業条例新旧対照表」、「青森市下水道事業条例新旧対照表」及び「青森市農業集落排水施設条例新旧対照表」を配付しておりますけれども、本日は、資料１に従いまして御説明申し上げます。

初めに、１の制定理由についてであります。本年３月に改定いたしました青森市水道経営プラン（２０１９～２０２８）において取り組むこととしております経営の効率化の一環として、水道メーターの検針業務に係る委託費用の削減を図るため、これま

で毎月行っていた水道メーターの検針を隔月で実施できるよう、青森市水道事業条例、青森市下水道条例及び青森市農業集落排水施設条例の一部を改正するものであります。

また、本年 3 月の国の水道法施行令及び水道法施行規則の一部改正によりまして、水道整備・管理行政に必要な技術者を確保するため、布設工事監督者及び水道技術管理者の資格要件が見直しされたことに伴いまして、本市におけます布設工事監督者及び水道技術管理者の資格要件を改正するため、青森市水道事業条例の一部を改正するものであります。

次に、2 の隔月検針実施に伴う改正といたしまして、まず青森市水道事業条例に関するものについて御説明いたします。

(1) の「概要」であります。青森市水道事業条例におきまして、水道料金は、毎月の定例日——定例日とは、料金算定の基準日としてあらかじめ水道事業管理者が定めた日のことで、いわゆる検針日に当たります。その定例日に水道メーターの検針を行い、検針した使用水量をもって定例日が属する 1 か月分の料金を算定する規定になっておりますので、このたびの隔月検針を実施するために必要となる所要の改正を行うものであります。

次に、(2) の「改正内容」であります。料金の算定に関して規定しております第 22 条におきまして、隔月の定例日においても水道メーターの検針ができるよう、また、2 か月分の使用水量を各月均等とみなして料金の算定ができるよう規定を追加いたしますとともに本規定の追加に伴う所要の改正を行うものであります。

次に、(3) の「施行日」であります。令和 8 年 1 月 1 日を予定しております。

続きまして、3 の隔月検針実施に伴う青森市下水道条例及び青森市農業集落排水施設条例に関する改正についてであります。

(1) の「概要」についてであります。青森市下水道条例及び青森市農業集落排水施設条例における排水量の認定は、それぞれ、下水道条例第 29 条及び農業集落排水施設条例第 20 条の規定によりまして、水道水を使用した場合は、水道の使用水量を排水量とすることとしております。

今回の水道メーターの隔月検針の実施によりまして、水道の使用水量が隔月で計量されることとなりますので、その使用水量を基にしている下水道使用料及び農業集落排水施設使用料についても、隔月の定例日現在により算定できるようにするものであります。

(2) の「改正内容」ですけれども、使用料の算定基準を定めております青森市下水道条例第 25 条と青森市農業集落排水施設条例第 16 条におきまして、それぞれ同様の規定となっておりますので、水道メーターの検針に合わせ、2 か月分の使用料を、隔月の定例日が属する月分及びその前月分の使用料として算定できるよう規定を追加するものであります。

次に、(3) の「施行日」であります。水道事業条例の一部改正と同様、令和 8

年1月1日を予定しております。

次に、資料2ページを御覧ください。4の布設工事監督者及び水道技術管理者の資格に関する改正について御説明いたします。

まず、(1)の「概要」についてであります。水道整備・管理行政に必要な技術者を確保することを目的に、国におきまして布設工事監督者及び水道技術管理者の資格要件を見直したことを踏まえ、これらについては水道法の規定により水道法施行令等で定める資格を参酌して各自治体の条例で定めることとなっておりますので、本市においても国と同様に資格要件を改正するものであります。

(2)の「改正内容」であります。初めに、「①布設工事監督者の資格要件」に関する改正についてです。

布設工事監督者は、水道の布設工事の施工に関する技術上の監督を行う者であり、その資格要件のうち学科要件については、大学等において機械工学科、機械科もしくは電気工学科、電気科またはこれらに相当する課程を修めて卒業したこと、建設業法施行令に基づく1級土木施工管理技術検定に合格したことを要件に追加するものであります。

また、必要とされる経験年数につきましても、これまでは必要とされる実務経験年数は全て水道に関する技術上の実務に従事した年数とされておりましたが、このたび、そのうち2分の1までは水道の関連分野、工業用水道、下水道、道路及び河川、これらの経験を算入することを可能とするなどの改正をするものであります。

次に「②水道技術管理者の資格要件」に関する改正について御説明いたします。

水道技術管理者は、水道の管理について技術上の業務を行う者であり、その資格要件に技術士法に基づく技術士第二次試験に合格した者及び建設業法施行令に基づく1級土木施工管理技術検定に合格したことを要件に追加するほか、先に御説明いたしました第43条布設工事監督者の資格要件の改正に伴い、学科要件及び必要経験年数に関する規定内容の整理を行うものであります。

また、所管大臣の登録を受けた者が行う登録講習を修了したことが資格要件の一つとなっておりますが、登録講習の所管大臣が先般、厚生労働大臣から国土交通大臣及び環境大臣に変更されたことに伴う改正を行うものであります。

(3)の「施行日」であります。布設工事監督者及び水道技術管理者の資格要件の改正につきましては令和7年4月1日、所管省庁の変更に伴う改正につきましては公布の日からを予定しております。

以上、議案第149号「青森市水道事業条例等の一部を改正する条例の制定について」御説明申し上げましたが、慎重御審議の上、御議決を賜りますようお願い申し上げます。

○渡部伸広委員長 これより質疑を行います。御質疑ありませんか。赤平委員。

○赤平勇人委員 隔月の検針のほうです。

他自治体ではこういった取組というのは、大分広がっているものなんではないでしょうか。

○渡部伸広委員長 企業局長。

○鈴木裕司企業局長 隔月検針の他自治体の状況であります。他都市におけます隔月検針の導入状況では、中核市全 62 市及び東北の県庁所在市の中で、隔月検針を導入していない都市は本市のみとなっております。つまり、それ以外は全て隔月検針を実施しているということになっています。

また、県内 10 市におきましては、八戸市が構成員となっている八戸圏域水道企業団というのがありますけれども、そのみが隔月検針を導入している状況であります。

○渡部伸広委員長 赤平委員。

○赤平勇人委員 もう 1 件、さきの提出議案説明会のときにあったかと思えますけれども、この委託費用の削減が大体、そのときの御説明では 9000 万円ぐらいの削減になるのではないかというお話があったと思うんですけれども、結構大きい額の削減になるなと思う一方で、今後例えば、水道料金の引上げの可能性との兼ね合いといますか、これを実施することによって、委託費用がその分、削減されることによって、例えば水道料金の引上げの可能性がもっと遠のくとか、そういうイメージというか認識でいいんでしょうか。

○渡部伸広委員長 企業局長。

○鈴木裕司企業局長 今回の隔月検針の導入につきましては、いわゆる通常というのはおかしいですけれども、普段からの業務の効率化というもので、委託業務費の削減を目指すものです。

結果、効果として、財務に与える影響というのは、プラスの方向に与えますので、その金額自体は、そのものが値上げに関してどうこうというのは、まだこれからでないとちょっと見積もれない状況です。

○渡部伸広委員長 赤平委員。

○赤平勇人委員 最後、もう 1 つ、やっぱり気になるのが検針員がどうなるのかという点で、この検針員をやっていることによって、自分の生活費とかを賄っている方もいらっしゃると思うんですけれども、今回の委託費の削減によって、どうなるかというのは、事業者次第ということになるんでしょうか。

○渡部伸広委員長 企業局長。

○鈴木裕司企業局長 検針員は、いわゆる受託先の事業者の従業員でありますので、委託する側の市がどうこうということではないんですけれども、過去に第三セクターである水道サービスセンターからの移管ということもありまして、その辺は考慮しますけれども、実際は契約上——なので随契しますと、そういうふうにはならないので、やっぱりそれは、ちゃんとした契約、入札なりでしていきますので、一義的には事業者の判断というふうにお答えするしかできないと思います。

○渡部伸広委員長 赤平委員。

○赤平勇人委員 了解しました。

なかなか、この、私たち共産党は悩みました。

ただ、ほかの自治体でやっていないのは、青森市だけだということ、それから、委託料の削減につながるのであれば、これは私たちとしては反対しない、賛成します。

以上です。

○渡部伸広委員長 ほかに発言はありませんか。工藤委員。

○工藤健委員 すみません。資格について、ちょっと教えてほしいんですけども、この改正というのは、いわゆる技術者を確保するための緩和ということで考えてよろしいのでしょうか。

○渡部伸広委員長 企業局長。

○鈴木裕司企業局長 今回の資格要件の改正は、いわゆる緩和という方向で、資格要件を緩める方向での改正になっております。

○渡部伸広委員長 工藤委員。

○工藤健委員 この監督者と管理者なんですけれども、現在の人数と運営していく上での最低必要な人数というのは、どのぐらいなのでしょう。

○渡部伸広委員長 企業局長。

○鈴木裕司企業局長 令和6年度の水道部における布設工事監督者及び水道技術管理者の有資格者は布設工事監督者が39名、それから、水道技術管理者が42名となっております。

○渡部伸広委員長 工藤委員。

○工藤健委員 施設を運営していく上で、最低必要な人数はどのぐらいなのでしょう。

○渡部伸広委員長 企業局長。

○鈴木裕司企業局長 まず、水道技術管理者というのは1名選定すればいいので、言ってみれば将来の候補者としておりますけれども、布設工事監督者というのは工事の発注の件数なりに応じて、複数あればいいんですけれども、多すぎるとか少なすぎる……今は少なすぎるという状況ではないです。

〔工藤健委員「分かりました」と呼ぶ〕

○渡部伸広委員長 ほかに発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○渡部伸広委員長 なければ、質疑はこれにて終了いたします。

これより採決いたします。

本案については、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○渡部伸広委員長 御異議なしと認めます。

よって、議案第149号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第 154 号「公の施設の指定管理者の指定について（青森市新青森駅西口駐車場及び青森市新青森駅南口駐車場）」を議題といたします。

本案に対する説明を当局から求めます。都市整備部理事。

○土岐政温都市整備部理事 議案第 154 号「公の施設の指定管理者の指定について（青森市新青森駅西口駐車場及び青森市新青森駅南口駐車場）」御説明をいたします。

資料 1 を御覧ください。

まず、1 の「提案理由」にありますとおり、青森市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第 10 条の規定に基づきまして提案するものであり、2 の「対象施設」ではありますが、青森市新青森駅西口駐車場及び青森市新青森駅南口駐車場となります。

3 の「指定期間」につきましては、令和 7 年 4 月 1 日から令和 12 年 3 月 31 日までの 5 年間としております。

4 の「募集形態」につきましては公募とし、5 の「募集要項の配布期間」は、令和 6 年 8 月 1 日から令和 6 年 9 月 2 日まで、6 の「申請書の受付期間」は、令和 6 年 8 月 27 日から令和 6 年 9 月 2 日までとしました。

その結果、7 の「応募団体」に記載のとおり、2 団体から応募がありました。

8 の「青森市指定管理者選定評価委員会による指定管理者候補者選定に係る審査」につきましては、令和 6 年 10 月 7 日に行われたところであります。

次に、指定管理者選定評価委員会の審査結果につきまして御説明をいたします。

資料 2 を御覧ください。

「1 対象施設」は御覧のとおりで、「2 選定方法」につきましては、(1) の「選定基準及び配点」として、「1 管理運営全般について」を 30 点として、a の「管理運営方針」から c の「財務の健全性」までの 3 項目について評価することとし、次の「2 管理について」は 50 点として、a の「地元雇用への配慮」から i の「福祉に関する取組」までの 9 項目について評価をすることとし、「3 運営について」は 40 点として、a の「市民の平等な利用を確保するための方針」から d の「駐車場混雑時の対応」までの 4 項目について評価することとし、次の「4 応募団体について」は 5 点として、市内に本店を有する者であるかを評価することとしており、最後に、「5 効率性について」では 30 点として、経費の妥当性と経費の縮減等について評価することとしております。

これら各項目の配点としましては、表の右側のとおり一部項目を除き、10 点もしくは 5 点としております。この採点基準については、2 ページを御覧ください。

(2) の「個別項目採点基準」とありまして、配点が 10 点の項目及び 5 点の項目について記載のとおり採点しております。

次にその下、「1 - c 財務の健全性」の採点基準とありまして、「①当期利益」及び「②利益剰余金」の状況により、資料記載のとおり採点しております。

なお、指定期間中における指定管理団体の経営状況悪化等を理由とした辞退を未然に防ぎ、安定的に管理運営を行うことができる候補者を選定する観点から、直近の3事業年度において一度でも債務超過の状態がある団体については応募資格がないものとし、また、直近の事業年度において利益剰余金がマイナスの場合は、審査の結果、失格とする場合があるとしております。

次に、その下「5 効率性について」の採点基準とありまして、基本点と経費縮減の配点を足したものに、管理運営全体の獲得点の割合を乗じたものを点数としております。

次に、3ページへまいります。

中段を御覧ください。「最低基準点について」とありまして、最低基準点の設定について、業務の質を一定以上に維持する観点から、各項目の合計71点を最低基準点とし、応募者の合計得点がこれに満たない場合は失格としております。

次に、4ページへまいります。

「3 審査結果」とありまして、指定管理者選定評価委員会による審査の結果、A者は104.36点、B者は114.34点を獲得したところであります。

表の摘要欄に、評価の主なポイントを記載しておりますが、指定管理者候補者に選定されたB者につきましては、項目の2では「a. 地元雇用への配慮」において、地元雇用に関する具体的な提案があることなど、また、項目の3ではbの「利用者等の要望等の把握と反映方法」において、トラブルクレームの未然防止についての取組提案があることなど、また、項目の5では「効率性について」において、基準額に対する提案額が最も低いことなどが評価の主なポイントとなっており、総合的に高い評価を得たところであります。

最後に、5ページを御覧ください。

以上のことから、「4 指定管理者候補者」としまして太平ビルサービス・タイムズ共同企業体とし、「5 指定期間」及び「6 選定理由」については記載のとおりであります。

議案第154号についての説明は以上でございます。

何卒、慎重御審議の上、御議決を賜りますようお願い申し上げます。

○渡部伸広委員長 これより質疑を行います。御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○渡部伸広委員長 質疑はないものと認めます。

これより採決いたします。

本案については、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○渡部伸広委員長 御異議なしと認めます。

よって、議案第154号は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第 156 号「市道の路線の廃止について」及び議案第 157 号「市道の路線の認定について」は、内容に関連があることから、一括議題とし、採決につきましても一括してお諮りしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○渡部伸広委員長 御異議なしと認めます。

よって、審査及び採決につきましては一括で審査・採決することに決しました。

両案に対する説明を当局から求めます。都市整備部理事。

○土岐政温都市整備部理事 議案第 156 号「市道の路線の廃止について」及び議案第 157 号「市道の路線の認定について」は、関連がありますので、一括して御説明いたします。

初めに、路線の認定を行う目的について、御説明をいたします。

路線の認定は、道路法上の道路として、道路管理者を明確にし、適正に維持管理するために行うものであり、道路法の規定により、路線を認定しようとする場合は、議会の議決を経なければならないとされております。

また、既に認定した路線について、当該路線に代わるべき路線を新たに認定しようとする場合や、当該路線を利用する必要がなくなった場合には、当該路線を廃止することができることとされ、この場合においても、道路法の規定により、議会の議決を経なければならないとされております。

続きまして、資料に基づきまして、順次御説明申し上げます。

資料 1 の 1 ページ目を御覧ください。

議案第 156 号市道の路線の廃止についてです。概要に記載のとおり、今回、廃止しようとする路線は 1 路線で、延長が 76.7 メートル、面積が 483 平方メートルとなっております。

この廃止の理由につきましては、路線が全くなくなるというのではなく、市への道路の寄附や開発行為に伴う道路の帰属により、既存の路線の延長が生じたため、既存の路線を一旦廃止し、改めて新路線として認定しようとするものであります。

廃止する路線の内訳は、下の小さい表に記載のとおり、寄附があり路線を延長するために一旦廃止するものが 1 路線となっております。

資料 1 の 2 ページ目以降は、今回、廃止しようとする 1 路線の位置図及び路線図を添付しており、廃止しようとする路線を黒で表示しており、また、参考までに認定しようとする路線を赤で表示しております。

それでは、今回廃止しようとする 1 路線について御説明申し上げます。

資料 1 の 2 ページ目の位置図 1、そして、3 ページ目の廃止路線図 1 を御覧ください。

図面左側に黒い線で表記している既存の市道 F 7-146 浪館 146 号線を一旦廃止し、赤い線で表記している路線について、新たに寄附採納した部分を含めて F 7-

147 浪館 147 号線として認定しようとするものであります。

次に、資料 2 の 1 ページ目を御覧ください。

こちらは、議案第 157 号市道の路線の認定についてであります。概要に記載のとおり、今回、認定しようとする路線は 29 路線で、延長が 3165.9 メートル、面積が 2 万 3804 平方メートルとなっております。

これら 29 路線は、市への道路の寄附や開発行為に伴う道路の帰属などにより新たに認定するものであります。

認定する路線の内訳は、下段の表に記載のとおり、寄附によるものが 15 路線、開発行為に伴う帰属によるものが 11 路線、その他として、現地調査等により道路用地境界が明確になった道路を新たに認定するものが 1 路線、買収による 2 路線の計 29 路線となっております。

資料 2 の 2 ページ目以降は、今回認定しようとする 29 路線の位置図及び路線図をそれぞれ添付しており、認定しようとする路線を赤で表示しております。また、参考として廃止しようとする路線を黒で表示しております。

それでは、今回認定しようとする 29 路線のうち、主な路線を抜粋して御説明申し上げます。

資料 2 の 22 ページ目の位置図 11 並びに 23 ページ目の認定路線図 11 を御覧ください。

図面中央の赤い線で表記しているこちらの路線は、開発行為に伴って建設された道路が市に帰属されたことに伴い、G 1-98 安田 98 号線として認定しようとするものであります。

次に資料 2 の 24 ページ目の位置図 12 並びに 25 ページ目の認定路線図 12 を御覧ください。

図面中央の赤い線で表記しているこちらの路線は、現地調査等により道路用地境界が明確になったことから、G 4-16 大野鳴滝 16 号線として認定しようとするものであります。

以上、議案第 156 号「市道の路線の廃止について」及び議案第 157 号「市道の路線の認定について」御説明いたしました。慎重御審議の上、御議決を賜りますようお願いいたします。

説明は以上でございます。

○渡部伸広委員長 これより質疑を行います。

御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○渡部伸広委員長 質疑はないものと認めます。

これより採決いたします。

採決は一括で行います。

議案第 156 号及び議案第 157 号については、原案のとおり可決すべきものと決す

ることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○渡部伸広委員長 御異議なしと認めます。

よって、議案第 156 号及び議案第 157 号は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、今期定例会において本委員会に付託されました議案の審査は終了いたしました。

(審 査 終 了)

○渡部伸広委員長 次に報告事項に入ります。

初めに、「(仮称) 青森市地域公共交通計画 (素案) について」報告を求めます。
都市整備部長。

○中井諒介都市整備部長 「(仮称) 青森市地域公共交通計画 (素案)」について、御報告いたします。

本計画につきましては、令和 4 年 3 月開催の都市建設常任委員会において策定について御報告しておりましたが、このたび計画素案を取りまとめましたので、その概要等について御説明させていただきます。

資料 1 を御覧ください。

左上の「序章 計画の概要」として、「(1) 計画策定の背景・目的」につきましては、3 段落目に記載のとおり、本市は、平成 30 年 3 月に青森市地域公共交通網形成計画を策定してから 6 年経過したこと及び地域公共交通計画の作成が法改正により努力義務化されたことから、社会経済情勢の変化や関連計画との整合を踏まえ、地域の多様な輸送資源を最大限活用し、持続可能な地域公共交通の実現に向け、青森市地域公共交通計画を策定するものであります。

次に、右上の「(2) 計画の位置付け」を御覧ください。

本計画は、青森市総合計画前期基本計画の基本政策 3「まちをデザインする」、政策 4「社会情勢の変化に対応した交通環境の充実」、施策 1「広域交通の機能充実」及び施策 2「域内交通の充実」に位置づけられる個別計画となっております。

「(3) 計画の期間」は、令和 6 年度から令和 10 年度までの 5 年間の計画となります。

次に、中段にあります「第 1 章 公共交通の基本方向及び基本理念」ですが、(1) に記載のとおり、「本市地域公共交通網形成計画 (前計画) の評価」を行い、(2) に「本市の公共交通における課題等 (現状分析結果概要)」をまとめております。

また、これらの課題等に対応するため、「(3) 基本理念等」に記載のとおり、公共交通の方向性として、基本理念を「まちの魅力を伝え 未来の人々へにぎわいをつなぐ 公共交通ネットワーク」と定め、その右側に記載のとおり、戦略

目標といたしまして、「①持続可能で利便性の高い公共交通ネットワークの構築」、「②利便性の高い公共交通サービスの提供」、「③多様な主体との連携・協働による公共交通の維持・確保」の3つを定めております。

次に、左下の「第2章 公共交通ネットワークの整備方針」についてであります。

人口減少・超高齢社会を見据え、鉄道網や路線バス網などの公共交通資源を効果的に活用し、都市づくりや観光振興など幅広い分野との連携を図りながら、交通需要と利用者ニーズを満たしつつ、交通結節点における交通モード間の連携を強化することで公共交通機関が相互に連続して機能し、面的に、効果的に結ばれた持続可能な公共交通網の形成を図ることといたしております。

次に、「第3章 実現化方策等」についてであります。本計画に定める基本理念や目指すべき地域公共交通など、計画実現に向け、3つの戦略目標ごとに主な取組及び目標とする指標を記載しております。

以上が、「(仮称)青森市地域公共交通計画(素案)」の概要であります。計画素案の本文は、別添のとおりとなります。

また、資料2のとおり、計画素案につきましては、令和7年1月6日から2月5日までの1か月間、わたしの意見提案制度を実施し、市民意見を募集することとしております。

説明については、以上でございます。

○渡部伸広委員長 ただいまの報告について、御質疑、御意見等はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○渡部伸広委員長 質疑はないものと認めます。

次に、「青森市立地適正化計画の改定(素案)について」報告を求めます。都市整備部長。

○中井諒介都市整備部長 青森市立地適正化計画の改定(素案)について、御報告いたします。

本計画につきましては、令和4年3月開催の都市建設常任委員会において改定について御報告しておりましたが、このたび、計画改定の素案を取りまとめたもので、その概要等について御説明させていただきます。

資料1を御覧ください。

左上の「序章 計画改定の趣旨」といたしまして、「(1)計画改定の背景・目的」につきましては、本市では、人口減少、少子・高齢化の進展などの社会環境の変化に対応し、市内各地域の特色を生かしつつ、持続可能な都市づくりを目指して、平成30年3月に青森市立地適正化計画を策定し、これまで2回の変更を行いながら取組を進めてまいりましたが、計画策定から6年が経過したことを踏まえ、社会情勢の変化や関連計画との整合を図るための見直しを行うとともに、都市再生特別措置法の改正に伴い、防災の観点を取り入れたまちづくりを加速化させるため、立地適正化計画に新たに防災指針に関する事項を記載するため、計画を改定するもので

あります。

次に、資料右上の「(2) 計画の位置付け」についてであります。

本計画は、青森市総合計画前期基本計画の基本政策3「まちをデザインする」、政策1「コンパクト・プラス・ネットワークの都市づくり」、施策1「公共交通ネットワークとの連携によるコンパクトな複数の拠点づくりの促進」に位置づけられる計画となっております。

次に、「(3) 計画の期間」は、令和6年度から令和24年度としており、これは青森市都市計画マスタープランと整合を図るものであります。

次に、資料左側の中段にあります「第1章 都市機能・居住の立地の適正化に関する基本的な方針」についてであります。

「(1) 本市の都市づくりにおける主な課題等」といたしまして、人口、交通、都市環境、防災に関する事項について、それぞれ記載しております。

また、これらの課題等に対応するため、「(2) 基本理念等」に記載のとおり、都市づくりの方向性として基本理念を『コンパクト・プラス・ネットワーク』の都市づくり」と定め、戦略目標といたしまして「①都市機能と居住の適正配置」、「②交通網を活かした都市環境の形成」、「③自然と調和した快適な都市環境の形成」、「④災害に備えた都市環境の形成」、「⑤持続可能な都市環境の形成」の5つを定めております。

次に、資料右側の中段にあります「第2章 地区拠点区域」についてであります。

地区拠点区域の基本的な方針といたしましては、本市の発展を支える都市拠点として位置づけ、これまで様々な取組を行ってきた青森駅周辺地区・新青森駅周辺地区・操車場跡地周辺地区・浪岡駅周辺地区の4地区について、都市再生特別措置法に基づく都市機能誘導区域といたします。

また、医療・商業施設等の既存ストックが集積している造道周辺地区・浜田周辺地区の2地区につきましては、本市独自の設定として生活拠点区域といたします。

次に、「第3章 居住誘導区域」についてであります。

居住誘導区域の基本的な方針といたしましては、公共交通沿線に、民間の集合住宅や宅地開発等の立地の促進を図る居住誘導区域を設定することにより、沿線の人口密度を維持し、持続可能な公共交通網の形成を目指すとともに、公共交通の利便性が高く快適に暮らせるまちづくりを推進いたします。

次に、資料左側下の「第4章 防災指針」についてであります。

防災指針の基本的な方針といたしましては、災害リスク情報と都市計画情報を重ね合わせる等により、都市の災害リスクの見える化を行うなど、都市が抱える防災上の課題を分析の上、防災まちづくりの将来像や目標等を明確にし、ハード・ソフトの両面からの安全確保の対策を位置づけます。

次に、中央下の「第5章 実現化方策等」についてであります。

本計画に定める基本理念や都市づくりの方向性など、計画実現に向け、5つの戦

略目標ごとに主な取組及び目標とする指標を記載しております。

以上が、青森市立地適正化計画の改定（素案）の概要についてであります。計画素案の本文は、別添のとおりであります。

また、資料2のとおり、計画素案につきましては、令和7年1月6日から2月5日までの1か月間、わたしの意見提案制度を実施し、市民意見を募集することとしたしております。

御説明については、以上でございます。

○渡部伸広委員長 ただいまの報告について、御質疑、御意見等はありませんか。赤平委員。

○赤平勇人委員 ちょっと1点ですけれども、私の記憶違いだったら申し訳ないんですが、右下の指標一覧の部分の中の住宅耐震化率についてです。

基準値85.5%、目標値でおおむね解消となっているんですが、耐震改修促進計画でしたっけ、あの中では、たしか95%という数字が具体的に記載があったかと思うんですが、そことの整合性はどうかんでしょう。

○渡部伸広委員長 都市整備部長。

○中井諒介都市整備部長 詳細な計画の指標の位置づけについては、ちょっとすみません、今手元にありませんけれども、また後で御説明いたします住生活基本計画上でも位置づけているところでありまして、令和15年の目標値についてということになっております。

耐震改修促進計画については、また後ほどの御説明でよろしいでしょうか。

〔赤平勇人委員「お願いします」と呼ぶ〕

○渡部伸広委員長 ほかに発言ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○渡部伸広委員長 なければ、質疑はこれにて終了いたします。

次に、「第3期青森市住生活基本計画（素案）について」報告を求めます。都市整備部長。

○中井諒介都市整備部長 第3期青森市住生活基本計画（素案）について、御報告いたします。

本計画につきましては、令和6年3月開催の都市建設常任委員会において改定について御報告しておりましたが、このたび、計画改定の素案を取りまとめましたので、その概要等について御説明させていただきます。

資料1を御覧ください。

左上の「〈第1部 計画の概要〉 第1章 計画策定の趣旨」といたしまして、「(1) 計画改定の目的」につきましては、令和3年3月に変更されました全国計画及び令和4年3月に改定されました青森県住生活基本計画に即するとともに、本市の社会経済情勢の変化を踏まえ、これまでの住宅施策の取組の適切な継承に配慮しながら、所要の見直しを行い、今後の住生活関連施策の方向性を示すため改定するものであ

ります。

次に、右上の「(2) 計画の位置づけ」についてであります。

本計画は、青森市総合計画前期基本計画を上位計画とし、国・県が策定した住生活基本計画に即したものでありまして、他の関連計画と連携を図りながら、住生活関連施策を展開する計画として位置づけられております。

次に、資料左に戻りまして、「(3) 計画期間」は、令和6年度から令和15年度までの10年間といたしております。

次に、左側の中段にあります「第2章 住生活の現状」についてであります。

本市の住生活における課題等といたしまして、「自然（気象）」、「人口」、「住宅ストックの状況」、「都市環境」、「交通」、「防災」及び「現行計画達成指標」について、それぞれ記載しております。

次に、右側の中段にあります、「第3章 住生活施策の考え方について及び<第2部 施策の体系と分野別施策>各章」についてであります。

本計画における基本理念及び基本視点は第2期計画を引き継ぐことといたしまして、「(1) 基本理念」を「安全で快適な青い森の住まいづくり」と定め、「(2) 基本視点」といたしまして、「1 コンパクト・プラス・ネットワークに資する居住環境の形成」、「2 居住ストックの確保」、「3 多様な居住ニーズへの対応」の3つを定めております。

また、本計画の基本理念の実現に向け、4つの基本目標と各基本目標に対応する主な基本的施策を記載のとおり整理し、今回の改定により施策内容を拡充したものを拡充と表記しております。

主な拡充内容といたしましては、基本目標1では、立地適正化計画に新たに追加されました防災指針に基づいた防災の観点を取り入れることにより、安全に暮らせるまちづくりを推進すること、基本目標2では、脱炭素社会に向け、住宅の省エネ性能の向上、ZEH化等に関する情報提供や、令和6年9月に策定いたしました青森市空家等対策計画（第2期）により、空家等対策を総合的かつ計画的に実施すること、基本目標3では、市営住宅における入居要件の緩和等による入居管理の適正化や、子育て世帯及び若者夫婦世帯の入居促進に向けた取組により、子どもを産み育てやすい住環境の整備を推進すること、基本目標4では、地域の町会等が市営住宅の集会所を子ども向けの居場所づくりなどに活用できる環境づくりを進めることとなっております。

最後に、本計画の達成指標を記載のとおり4つ設定することといたしております。

以上が、第3期青森市住生活基本計画（素案）の概要であります。計画素案の本文は、別添のとおりとなっております。

また、資料2のとおり、計画素案につきましては、令和7年1月6日から2月5日までの1か月間、わたしの意見提案制度を実施し、市民意見を募集することといたしております。

説明については、以上でございます。

○渡部伸広委員長 ただいまの報告について、御質疑、御意見等はありませんか。赤平委員。

○赤平勇人委員 今、御説明がありました基本目標の中の3番のところ、市営住宅の話で、入居要件の緩和ということもあったんですけども、それは具体的にどうしているのか。

○渡部伸広委員長 都市整備部長。

○中井諒介都市整備部長 現在、国の通知も受けて、子育て世帯の入居の優先入居について及び所得制限の緩和というところが位置づけられているところであります。本市におきましても、こういった内容になるかということを今検討している最中であります。

現段階においても、子育て世帯が入居しやすい環境ということで、検討を進めているところであります。

○渡部伸広委員長 赤平委員。

○赤平勇人委員 もう1点、この第3期青森市住生活基本計画（素案）の冊子の43ページの第3章「だれもが安心して暮らせる居住の安定の確保」の中の市営住宅の入居管理の適正化の中で、これは前の計画にも入っていたかと思うんですが、（1）の一番上の部分で、同居人数の変動による居住状況のミスマッチの解消に努めると。これは、具体的にどういうことを考えてきたのか、あるいは今後どういうことを考えていくのかお示してください。

○渡部伸広委員長 都市整備部長。

○中井諒介都市整備部長 担当課からの説明でよろしいでしょうか。

○渡部伸広委員長 どうぞ。住宅まちづくり課長。

○小鹿正憲住宅まちづくり課長 入居した際に多人数で、単身世帯用の部屋に入っていない方がいた場合は、年数が経つにつれて、例えば同居人が亡くなったり、転居したりとかした場合に、単身であっても、多世帯用のところに住んでいるところについて、ミスマッチを防ぐということで、対応を検討していくということで、考えているところです。

○渡部伸広委員長 赤平委員。

○赤平勇人委員 昨今、相談の中であるのが、単身でも入居したい、私も前に質問しましたけれども、単身入居のニーズがある中で、単身入居できる場所を広げていくということも、このミスマッチ解消につながっていくと思うので、ぜひ、検討していただきたいというふうに思います。

以上です。

○渡部伸広委員長 ほかに発言ありませんか。都市政策課長。

○武田泰孝都市政策課長 都市政策課です。先ほどの立地適正化計画の改定の赤平委員からの指標の考え方のところですけども、住宅の耐震化率の目標値がおおむ

ね解消としているのは、先ほど 95%という数字がありましたけれども、これは本市の耐震改修促進計画の中で令和 7 年度までに 95%で、ここで掲げている目標値は、上の「(3) 計画期間」の目標値の令和 24 年度でおおむね解消ということなので、令和 7 年度までで、もう 95%いっているんで、その先の令和 24 年度までは、おおむね解消されているということで、こういう書き方をしているものです。

○渡部伸広委員長 赤平委員。

○赤平勇人委員 最新の状況というのは、平成 30 年の住宅・土地統計調査以降は分からないんですよ。現在の直近の。

○渡部伸広委員長 住宅まちづくり課長。

○小鹿正憲住宅まちづくり課長 今の国の調査ですけれども、速報値が今年度 9 月に出ましたが、詳細が令和 7 年の 1 月、来月に出ることになりますので、そうすると令和 5 年の数字が分かると思います。

〔赤平勇人委員「分かりました」と呼ぶ〕

○渡部伸広委員長 ほかに発言ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○渡部伸広委員長 なければ、質疑はこれにて終了いたします。

次に「バス停留所の名称変更について」報告を求めます。交通部長。

○佐々木淳交通部長 バス停留所の名称変更について、御報告いたします。

お手元の資料を御覧ください。

令和 7 年 1 月 1 日を予定しております株式会社青森銀行と株式会社みちのく銀行の合併により、銀行の名称が変更されることに伴い、現在のみちのく銀行本店前バス停留所の名称を勝田一丁目に変更いたします。

変更時期につきましては、新たに株式会社青森みちのく銀行としてスタートする令和 7 年 1 月 1 日からといたします。

また、御利用の皆様への周知につきましては、「広報あおもり」の 1 月号及び市営バスホームページを通じて行うほか、バスロケーションシステムのバナー画面やデジタルサイネージ、車内運賃表示機など、様々な広報媒体を活用して行います。

御報告は以上でございます。

○渡部伸広委員長 ただいまの報告について、御質疑、御意見等はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○渡部伸広委員長 質疑はないものと認めます。

この際、ほかに理事者側から報告事項などありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○渡部伸広委員長 また、委員の皆さんから、御意見等ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○渡部伸広委員長 以上をもって、本日の案件は全て終了いたしました。

これにて、本日の委員会を閉会いたします。

(会 議 終 了)